

(公印・契印省略)

総基料第 201 号
令和 5 年 10 月 10 日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 澁谷 直樹 殿

総務省総合通信基盤局長
今川 拓郎

接続料の算定等に関する研究会第七次報告書等を踏まえた貴社の取組
に関する報告について（要請）

標記について、接続料の算定等に関する研究会第七次報告書（令和 5 年 9 月 6 日公表）において総務省が引き続き注視していくことが適当とされた事項等に関して適切に確認等を行うため、下記の事項について報告を求めることとし、その旨を要請する。

記

1 加入光ファイバ等の提供遅延及びその改善の状況

(1) 加入光ファイバ等の提供遅延の状況

加入光ファイバ等（加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションをいう。以下同じ。）の提供遅延の状況について、「接続料の算定等に関する研究会第六次報告書を踏まえた貴社の取組・検討状況の報告について（要請）」（令和 4 年 11 月 22 日総基料第 229 号）記 2（5）（注 1）により報告を求めた事項に係る令和 4 年 10 月から令和 5 年 3 月までの状況について、令和 6 年 2 月 28 日までに報告し、令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの状況について、令和 6 年 6 月 30 日までに報告すること。

(2) 加入光ファイバ等の提供遅延の改善の状況

接続料の算定等に関する研究会（以下「研究会」という。）において行われた議論の内容に留意して、加入光ファイバ等の提供遅延の改善（提供遅延に係る接続事業者又は利用者への情報提供の方法の改善を含む。）に向けた貴社における取組、検討等の状況について、取組・検討の時期を明示した上で、次の事項を令和 6 年 2 月 28 日までに報告すること。

- ア 貴社が行った取組の具体的内容
- イ 貴社と接続事業者又は接続事業者の団体等との協議等の状況（当該協議等の結果を踏まえた取組を行った場合には、その具体的内容についても報告すること。）
- ウ 今後貴社が行う取組の計画（当該取組の一環として接続約款の変更を行う計画がある場合は、当該変更の概要についても報告すること。）

2 加入光ファイバの残置回線に係る検討状況

(1) 加入光ファイバの残置回線の状況

加入光ファイバにおける残置回線（利用者の契約解約等により電気通信業務の提供に用いられなくなった分岐端末回線をいう。以下同じ。）の状況について、令和4年度から令和6年度までにおける次の事項を、引込線転用スキーム（注2）の運用開始の先後で区分し、令和7年6月30日までに報告すること。なお、ア及びウについては、残置回線を利用していた接続事業者別に整理すること。

- ア 各事業年度末における残置回線の回線数
- イ 各事業年度において新設された分岐端末回線数
- ウ イのうち残置回線の再利用によるものの数（令和4年12月以降）

(2) 加入光ファイバの残置回線に係る接続事業者との協議の状況

加入光ファイバにおける残置回線に関して研究会が示した接続料の算定方法の見直しに際して、貴社及び接続事業者が行う次の事項に関する協議について、令和6年1月31日までに経過を報告し、令和7年1月31日までに結果を報告すること。

- ア 分岐端末回線の残置又は撤去に係る運用方法（判断の主体、基準及び撤去工事費の取扱いに関することを含む。）
- イ 算定方法の見直しに際して貴社の行う情報システムの改修に係る仕様、費用負担等

3 既往の要請事項について

- (1) 加入光ファイバの利用状況について、貴社宛て「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関して講ずべき措置について（要請）」（平成27年9月18日総基料第176号）記1（2）（注3）において半期ごとに報告を求めていた事項については、今後は、毎事業年度末の状況について、毎事業年度経過後3月以内に報告すること。また、接続事業者別の利用芯線数については、利用芯線数が1000芯（シェアドアクセス方式については、分岐端末回線1000芯）以上の接続事業者に関して報告すれば差し支えないこととする。

- (2) IPoE 接続における公正な競争条件の確保について、貴社宛て「第一種指定電気通信設備との接続に関して講ずべき措置について(インターネット接続関連事項)」(平成30年2月26日総基料第33号)1(2)(注4)において毎年12月末までに報告を求めていた事項については、今後は、毎事業年度経過後3月以内に報告すること。ただし、本年12月末の報告については、従前のおり行うこと。
- (3) NGNの網終端装置の利用状況等について、貴社宛て「令和元年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)」(令和元年9月25日総基料第132号)記2(注5)において半期ごとに報告を求めていた事項については、今後は、毎事業年度の状況について、毎事業年度経過後3月以内に報告すること。

(注1)『加入光ファイバ等の提供遅延に関する報告について(要請)』(令和3年8月27日総基料第201号)により要請した内容に係る令和3年度及び令和4年度における状況(次の方針に基づいて数値を整理すること。)

- ・ 令和4年度については、令和4年9月末までの状況を報告すること。
- ・ 月別及び都道府県別の報告を求めていたものについては、それぞれ四半期別及び地域ブロック別の報告とすること。
- ・ 事業者別の報告を求めていたものについては、主要な接続事業者(『日本電信電話株式会社及びNTTグループ各社における公正競争の確保に向けて講ずべき措置について(要請)』(令和3年10月29日総基事第233号)に基づき『NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証に必要なデータ』として日本電信電話株式会社が報告を行っているデータにおける主要な接続事業者をいう。)別の報告及び全事業者合計の報告とすること。』

(注2) NTT東日本・西日本が提供する光サービス卸の提供を受ける電気通信事業者と加入光ファイバを利用する接続事業者の間で利用者が契約する電気通信事業者を変更する際、加入光ファイバの引込線の転用することにより、引込線の撤去工事及び新設工事を不要とする運用であって、現在貴社及び関係する電気通信事業者で運用方法等を検討しているもの。

(注3)「F T T H市場における競争の状況に関する検証を総務省において定期的実施し、その結果を情報通信審議会に報告する必要があるため、半期ごとの接続事業者ごとの都道府県別の利用芯線数(シェアアクセス方式及びシングルスター方式ごと。シェアアクセス方式については、分岐端末回線数を含む。)について、各期間経過後2か月以内に総務省に報告すること。」

(注4)「① IPoE 接続(直接接続に限る。以下同じ。)を行っている接続事業者(以下「VNE事業者」という。)の数が一定数に達する場合を一律に接続請求の拒否事由とする接続約款の規定を撤廃するとともに、接続請求に対してはまずは協議に応じることとするよう、改正対応約款変更において措置を講じること。

- ② 上記のほか、IPoE 接続を行うことができる電気通信事業者の数に係る技術的・経済的な制約を実際に緩和し IPoE 接続が円滑に行われるようにするための方法について、継続的に検討を行い、改善を図ること。
- ③ IPoE 接続のための関門系ルータ(ゲートウェイルータ)の接続用ポートの小容量化について、接続事業者・関係団体と協議を行いつつ、金額・条件等の具体化に向けた検討を進め、その実現を図ること。

- ④ IPoE 接続のための接続点の追加設置を求める接続事業者からの要望について、効率的な通信の疎通のために円滑な接続を確保することを旨として、柔軟に対応すること。（貴社宛て「第一種指定電気通信設備の接続に関し講ずべき措置について」（平成 29 年 9 月 8 日総基料第 162 号）の記 2 は、廃止する。）
- ⑤ 上記②から④までの検討又は対応の状況並びに VNE 事業者及び VNE 事業者になろうとする者の数を、平成 30 年 6 月末までに報告し、その後は当面の間、毎年 12 月末までに報告すること。」

（注 5）「網終端装置の利用状況等に関して、次の①から④までに掲げる事項について、毎年度経過後、速やかに報告すること。なお、当面は、毎半期経過後においても、速やかに報告すること。

- ① NGNにおけるインターネットトラヒックの動向
- ② 地域・事業者ごとの網終端装置におけるインターネットトラヒックの動向（帯域使用率 ※） ※ 数値が高い場合、その理由及び対応方針についても報告すること。
- ③ 事業者ごとの各メニューにおける網終端装置の利用状況（設置台数）の動向
- ④ 事業者の区分ごとの PPPoEセッション数及びインターネットトラヒックの動向」

（留意事項）

報告内容について、総務省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）を踏まえ、貴社等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に、審議会等に報告し、又は公表することがあり得る。

以 上